

[月刊]

キャッチ ピース

37

通巻116号/1995.11 定価100円

自衛隊の海外派兵を食い止め、大幅軍縮を！
米軍基地を撤去しよう！
反核運動を継続し、核廃絶を！
憲法9条を世界に！
市民による平和政策を提起しよう！
草の根の国際共同作業を進めよう！

正義は沖縄の側にあり●伊波洋一



ピースリンク広島・呉・岩国の仏製品不買運動ポスター 300円 申込先: 呉YWCA 0823 (21) 2414

●安保「再定義」など出来ない

●沖縄県の地位協定見直し案全文(上)

[検証]地位協定と市民②
3条管理権/環境汚染/騒音被害

●三沢からのたより
海外平和運動からのメッセージ●アメリカ/フィリピン
●タヒチ被爆者がスピーキングツアー

●維持会員(月額) ●参加会員(月額) ●通信会員(年額)
個人1口1000円 個人1口500円 3000円
団体1口2000円 団体1口1000円
(会費は本誌購読料を含みます)

脱軍備ネットワーク
キャッチピース

安保「再定義」が 綻び始めた

十一月二八日閣議決定された新「防衛計画の大綱」は、次のように日米安保の強化を唱った。

米国との安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって、必要不可欠のものであり、(略)引き続き重要な役割を果たしていくものと考えられる。

こうした観点から、日米安全保障体制の信頼性の向上を図り、これを有効に機能させていくためには、(1)情報交換、政策協議等の充実、(2)共同研究並びに共同演習・共同訓練及びこれらに関する相互協力の充実等を含む運用面における効果的な協力体制の構築、(3)装備・技術面での幅広い相互交流の充実並びに(4)在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための各種施策の充実等に努める必要がある。

ここには重大なゴマカシが隠されている。日本が「信頼性を高め、有効に機能」させようとしているのはどのような「安保」

なのか。その説明は一言もない。それを率直に述べるのは米国である。今年三月一日国防総省が議会に提出した「日米安保関係報告書」は、次のように言う。

日本国内の陸・海・空軍及び海兵隊基地は、アジアと太平洋における米国防衛の最前線を支えている。これらの軍隊は、ペルシャ湾にまで至る広大な範囲の局地的、地域的さらには超地域的な緊急事態に備えている。

六〇年安保とも七八年「ガイドライン安保」とも違う、世界を股にかける「九五安保」がここにある。

米国は、このような「安保」を日本国民は歓迎しているという。

日本政府が領土内の施設及び区域の使用を米国に対して認めているのは、日本国民がそうすることが両国共通の利益に

(23 ページへ)

アピール ●
沖繩米軍基地強制使用署名代行手続を中止し、地位協定見直しと基地の全面縮小を！

内閣総理大臣 村山富市様

九月の米兵による暴行事件を契機に、沖繩では、人々の間から怒りと基地撤去を求める声がかつてない高まりを見せています。一〇月二二日には県民総決起大会に八五、〇〇〇人も人々が集まり、基地撤去の心を世界に向かって発信しました。

大田県知事は県民の怒りを背景に、米軍用地の強制使用のための代理署名を拒否しました。これに対して村山首相は自らによる署名代行手続に入るうとしています。そればかりか、沖繩県民の犠牲を踏み台にした日米安保の強化・拡大を米国に対して約束しようとしておられます。

首相は決定的に誤っています。沖繩の人々が拒否していることを、憲法で認められている「財産権」すら無視して、強権的手法で押しつけることは、民主主義の自発行為です。沖繩県民、国民の側を向いて、基地縮小・撤去のための行動を起こすことが、どうしてできないのでしょうか。いったいあなたはどこの国の首相なのでしょうか。

私たちは二月二五日、二六日の二日間、基地の町佐世保に集まり、沖繩からの現地報告を聞き、本土各地の在日米軍基地の現状を学び、意見を交わしました。そして日米安保と地位協定、その下での在日米

基地安保の問題を論議

脱軍備ネット、全国会議始まる



約50人が参加したフォーラム＝佐世保市労働福祉センター

【佐世保】反核、反基地、平和運動の全国組織「脱軍備ネットワーク・キャッチピース」の第五回全国会議が二十五日、佐世保市労働福祉センター(同市矢野町)で始まった。二十六日まで。

「キャッチピース」は全日本市民グループで組織された市民組織で、脱軍備ネットワークの前身である。今年、沖繩の米兵による女子小学生暴行事件を契機に脱軍備ネットワークの全国会議が佐世保で開催された。佐世保では、日米安保を軸として、脱軍備ネットワークの全国会議が佐世保で開催された。佐世保では、日米安保を軸として、脱軍備ネットワークの全国会議が佐世保で開催された。

初日の市民フォーラムには約五十人が参加。伊波洋一市長は、暴行事件をめぐって、沖繩と米軍基地の関係を報告し、脱軍備ネットワークの全国会議が佐世保で開催された。

キャッチピース第五回全国会議を十一月二五日から二六日、佐世保で開いた。沖繩の事件を契機にした米軍・安保への関心の高まりのなかで、大きな成果をあげた。昨年の強襲揚陸艦ペローウッドの配備など基地強化が進む佐世保で開いたことは、大正解だった。

初日の二五日には、「沖繩、地位協定、安保を考える市民フォーラム」と題してシンポジウムを行った。「沖繩から」(伊波洋一さん)、「強化される佐世保基地」(今川正美さん)そして「安保再定義とは何か」(梅林宏道さん)の問題提起につづいて、横須賀、岩国など各地の報告を行い、米軍基地の問題点を総ざらいした。地元マスコミの反響は大きかった。

第二の成果は佐世保の人たちとの交流ができたことだ。夜はネオン街の近くで交流会、翌朝には佐世保の反基地運動の主(ぬし)だった佐々木竹一さん宅を訪問して旧交を暖めることもできた。

佐々木さんは六年ほど前に体をこわしていたが、肌の色つやも良くお元気そうな様子だった。

基地基地、地位協定、低空飛行、軍縮など当面の行動プログラムを決めた会議の詳細は次号で詳しくお知らせします。会場

の準備などお世話をいただいた佐世保の皆さんに感謝します。本当にありがとうございます。(湯浅一郎記)

- 一九九五年二月二五日～二六日 佐世保にて
- 「沖繩、地位協定・安保を考える」市民フォーラム/脱軍備ネットワーク・キャッチピース第五回全国会議 参加者一同
- (1) 米軍基地強制使用のための署名代行手続をただちに中止すること。
- (2) 沖繩県の見直し案を受け入れ、地位協定を全面的に見直すこと。
- (3) 地位協定に反する「思いやり予算」支出を中止すること。
- (4) 在日米軍基地の包括的縮小のための米国との交渉を始めること。
- (5) 安保条約の拡大・強化に他ならない「安保再定義」を米国と合意しないこと。
- (6) 日本自身が率先して軍縮を実践し、東アジアでの軍事的脅威とならないことを内外に明確にすること。

問われているのは 正義と民主主義

沖繩は負けない

〔沖繩・地位協定・安保を考える〕市民フォーラム(11・25佐世保)での発言

九月の事件を契機に、日本国内だけでなく米国をはじめとする世界各国の平和運動団体から、沖繩への関心が高まっています。そして日米の軍事的パートナーシップへの問いかけに発展しています。

五〇年にして ようやく…

平和運動の側が十分な対抗関係を持ってない間に、日米の「九五年安保体制」とでもいえるような新しい軍事

的安全保障関係を作ろうとする動きが進んでいました。その動きが新しい段階に入ろうとした時、市民の間から新しい動きが始まり、全国に広がろうとしています。

沖繩の問題が、戦後五〇年にしてようやく表舞台に上がってきたという感慨を持っています。平和運動の側、基地撤去運動に関わる者が、五、六年は待たなければならぬと思っていた状況が一挙に生まれてきたとも言えます。大田知事は、懸案の強制使用問題を裁判にまでもっていきこうとしています。



沖繩から

今、リアリティーを持って国民に語る問題となっている。被害にあった少女の負った心の傷、悲しみの大きさは察してあまりありません。少女があえて告発に踏み切った事件を明るみに出した、このことの重みを受けとめたいと思います。

踏まれたものに しかわからぬ痛み

沖繩の問題について、本土と沖繩の間には受けとめ方、考え方に大きな食い違いがあるように思います。問題は「地位協定」だけではないのです。ましてや第十七条五項Cにある刑事訴訟の不平等だけの問題ではありません。二条も三条も四条も問題なのです。たとえば、佐世保と沖繩では基地の雰囲気が違う。佐世保は町になじんでいる印象があります。たしかに基地の入り口には「入るな」と書いてある。沖繩の基地にも「入るな」と書いてあるが、そう書いてあれば絶対に入れない。フェンスも高く仕切られていて、学校のすぐそばをへりが飛ぶ。農家の近くにへりが落ちる。それが沖繩の日常です。米兵

はアメリカでの生活をそのまま沖繩に持ち込んでいます。ベトナム戦争の時にも戦場にアイスクリームを持ち込んでいます。米国なみの基地建設のために沖繩の土地をとりあげ、沖繩の生活を圧迫してきました。本土の基地との落差は余りにも大きい。普天間基地の例をみてもわかるように、市のど真ん中の大きな土地を基地にとりあげています。県道一〇四号線の砲撃演習場の着弾地は民間の住宅のすぐ近くです。

アメリカの人々にとって、沖繩の問題はわかりにくいと言います。きっと踏まれている痛みは、踏んでいる側には分からないのだらうと思います。アメリカは自由と民主主義を基調とした国だといわれますが、それはアメリカ本国の人々にとつてのものであり、支配を受けている沖繩、韓国、アジア・太平洋の小さな島々の人々は、自由も民主主義も奪われているのです。

銃剣とブルドー ザーで

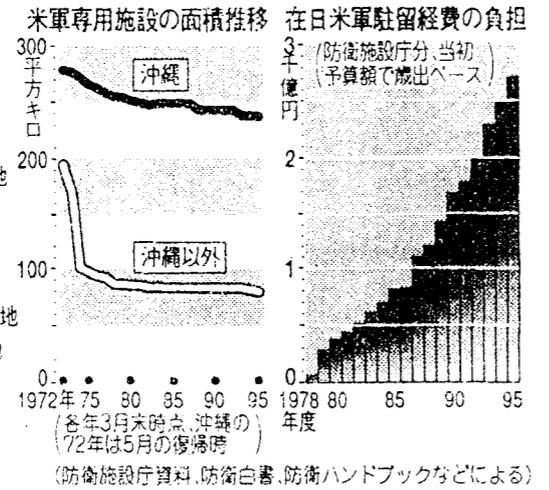
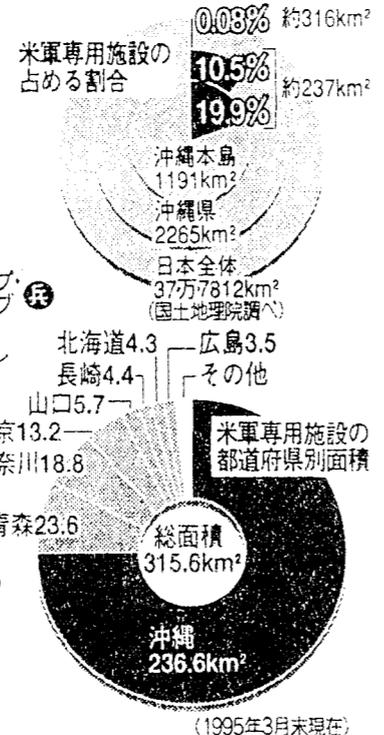
かつての二七年間の米軍統治時代、そしてその後の実質的な米軍支配の時

代をとおして、日米政府は安保が日本を繁栄させた、安保が沖繩を守っていると誇ってききました。しかし、沖繩は、はっきりと言っています。それは間違いだ。大田県知事を先頭に「ノーだ」と言っています。間もなく米軍基地の強制使用問題をめぐって裁判がはじまります。沖繩では歴史学者の意見を求め、チームを作つてこれに対応していこうとしています。沖繩で人権と財産権がいかに踏みにじられてきたかが明らかにされていくでしょう。

皆さんに理解してもらいたいのは、米軍基地がどのように形成されたかということ。沖繩の土地の二〇%を占める米軍基地の三二%が民有地です。これが本土の基地との決定的なちがいです。なぜそうなったのか。一九四五年の沖繩戦で、住民はすべて捕虜収容所に入れられ、後に帰つてみたら米軍が基地を作っていたのです。五九の字が米軍に全部あるいは一部占有されてしまった。嘉手納飛行場には三つの小学校と役場がありました。普天間にも小学校がありました。にもかかわらず米軍は人々を追出して別の土地に行くように言いました。しかしその土地にも人が住んでいて、その人も別の場所に移動される。そんなことがあちこちで起こりました。

スポットライト 沖縄米軍基地

沖縄の主な米軍基地・施設



ルスタンダード(二重基準)を採り続けています。誰のための自由か、沖縄に民主主義はあったのか、今、あるのか。歴史的に検証する必要があります。知事

も強制使用の裁判の中でそれを考えているはず。基地の成り立ちそのもの、あり様そのものが不当なのです。沖縄という四〇〇年、五〇〇年つづいた

王国を日本が併合した。これをアメリカに差し出して基地の島として自由に使ってくれと言った。それが戻った後も、さらにもっと使つていこうと日本とアメリカが取り決めた。沖縄という歴史的にも特殊な地域をさらに軍事的に強制的に使おうと思つたけれど、その地域のリーダーがNo!と言っているのです。

これを言い出すまでに五〇年の歳月がかかりました。なぜなら言う側にも自信が必要だからです。六十年代の半ばくらいには、沖縄の経済の四〇%が米軍基地に負っていました。今日では基地への依存度は五%です。米軍基地から脱却できるところまで来ているのです。問われているのは正義・不正義の問題です。ならば沖縄の側が圧倒的に優勢だ。負ける気はしません。

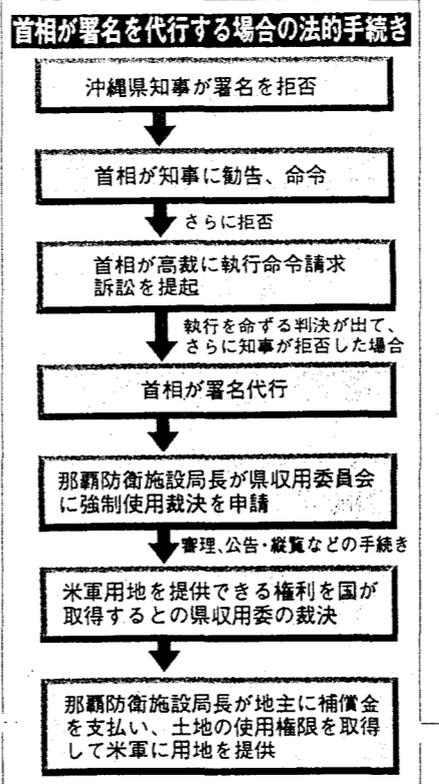
揺らぎ始めた 安保「再定義」

沖縄を代表する知事が拒否する限り、この問題は解決に向か

知事の決意を支えるもの

一九七二年五月十五日、本土復帰にともなつて、強制的に取られた土地は安保条約にもとづく「提供施設」になる。いわゆる「公用地法」を強行採決して、五年間暫定使用を決めます。そして五年後の七七年、「地籍明確化法」で同じことをもう一度やる。この時四日間の空白期間が生まれ、反戦地主が土地に入ることもあった。その後、八二年か

ら現在も続いている「米軍用地特措法」による強制使用になり、今、四回目



現在、軍用地の地主約三万人のほとんどが契約に応じています。復帰直後には約三千人の契約拒否者がいました。米軍統治時代には契約拒否はできませんでした。復帰とともにあらためて契約を求められた時、三千人の拒否者が出た。しかしものすごい締め付け、圧力で切り崩されていきました。このような流れの中で、大田知事は代理署名を拒否しているのです。安保の拡大・再定義によって冷戦終結後も沖縄の基地は固定化され続けるのではな

いかという懸念だけではありません。様々な地域の開発、産業振興策をとろうとするときに、結局、基地があるが故にちつとも前に進まないという問題が現実にあるのです。もちろんその他にも爆音、公害、演習被害など問題は山ほどある。こういうことを踏まえて、署名を拒否すると言っているのです。

負ける気はしない

さて、このような沖縄の現状、流れは何を照らし出しているのでしょうか。

非核フィリピン連合からの沖縄と日本の平和運動への連帯メッセージ

フィリピンの反核反基地ネットワークである非核フィリピン連合を代表して、貴国固有の領土に存在する米軍基地、軍隊、および施設に対する沖縄と日本の人々によって全面的な連帯と支持を表明します。私たちはまた、大田政秀沖縄県知事の、米軍土地延長代理署名への断固とした拒否に対する賞賛を表明したいと思います。

私たちは、冷戦の道具であった日米安全保障条約(安保)と米軍基地を廃止したいという貴国民の願いを十分に理解しています。これらは、冷戦の遺物、すなわち緊張と対立の米ソ二極の時代に属するものであり、平和と繁栄の時代のものではありません。だからこそフィリピンでは1991年に、最大の米軍海外基地を私たちの力で撤去させたのです。旧米軍基地は今では民間の商業施設として繁栄し、フィリピン経済にとってより多くの仕事と収入を生み出しています。

実際、現在は日米の安全保障同盟の在り方を、その目的、権利義務、範囲、領域そして期間などについて再検討するのにかつてない好機です。もし、日本政府がそのような日米安保と同盟の有効性を総合的に検討し、見直すことを拒否するならば、私たちは沖縄県を始め他の自治体に、野党や日本の反基地運動と一緒に「国民による安保の見直し」をする

ことを提案します。その結果沖縄の少女を強姦した3名の米兵だけではなく、米軍基地、攻撃的な軍事演習そして安保そのものが、沖縄県民と他の日本人々によって裁かれることになるのです。繰り返すならば、そのような日米安保条約と同盟関係に対する国民による見直しが、長い間日米安保を正当化するものと見なされていた冷戦の終結という世界的な重大事件の中で、緊急の課題となっているのです。国民による開かれた日米安保の見直しは、この時代遅れの安保同盟に対する沖縄県と他の日本国民の感情を明確に表すだけでなく、すべての人々にとって教育的で有益な道具となるでしょう。それはまた、日米安保同盟や米軍基地にかわるものとして、沖縄県と他の日本国民がどのような自立した国家安全保障プログラムを望んでいるかを明確に表現するものともなりうるのです。

非常に長い間、米軍戦略家たちは私たちの領土を、世界のあらゆる地域に干渉するための発進基地として使ってきました。しかし、かれらはアメリカの戦争マシンの脅威にさらされてきた受け入れ国の国民に何の相談もしなかったのです。フィリピン国民と議会によって、フィリピンから米軍基地が撤退させられてから4年近くたった今、米海軍はふたたびフィリピンにおいて、軍事演習、修理、補給、そしてメンテナン

ス・サービスを含むことになる軍事施設や、米兵の休息とレクリエーション(R&R)のための寄港地として、施設を整備しようとしています。これらの行為は明らかにフィリピン人民憲法への挑戦と侵害です。

しかし、これらの軍事的計画と企みは挫折することでしょう。私たちフィリピン国民の正義と一致した努力が私たちの領土と海に再進出しようとする米軍の戦略をくじくでしょう。

平和に向かって強く広範な力を結集しましょう。外国の軍隊のあるところに平和はありません。日米安保条約の廃棄は、私たちがその実現にむかって懸命に努力している平和に必ずつながることになるのです。

これらの死と破壊の道具を裁きにかけてきましょう！ マブハイ！

フィリピン、マニラ
1995/11/21

非核フィリピン連合
全国議長ローランド・G・シン
プラン教授/全国副議長アント
ニーノ・ネボムセノ司教/事務
局長コラソン・ヴァルデス・
ファロス弁護士/ボード・ディ
レクター&軍事問題顧問ダ
ニロ・ピスマノス大佐
(日本語訳 大庭里美/ブ
ルトニウム・アクション・
ヒロシマ)

検証地位協定と市民②

3条管理権 地位協定見直しの核心 特権だらけの 基地運営を洗い出そう

新倉裕史 ●
非核市民宣言運動ヨコスカ

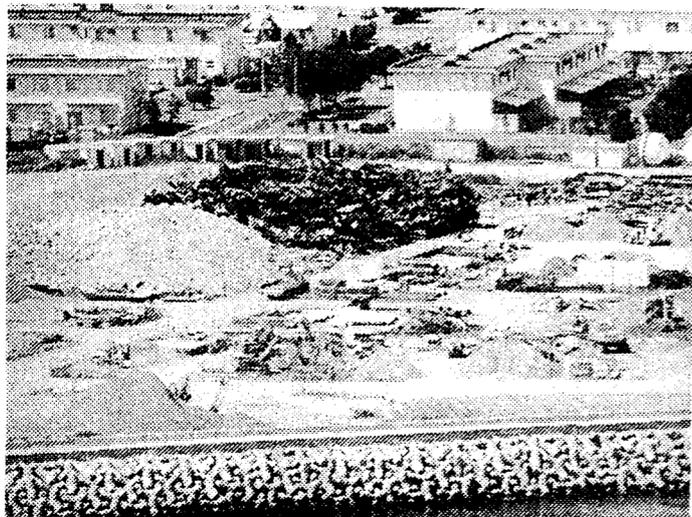
米海軍横須賀基地の北東側に泊浦湾という湾があった。海軍はこの湾を、横須賀市や日本政府の許可なしにかつて埋め立てた。工事は一九八五年から始まり、一九九三年の横須賀市による土地確認で終わる。

米軍によって作られた土地は七ヘクタール。横須賀基地の三〇分の一の面積が、新たに基地となった。こんなでたがめを許しているのが、地位協定第三条だ。

地位協定第三条一項「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。(略)」。

地位協定にはそれぞれの条文について、日米の交渉結果をまとめた合意議事録がある。三条の「すべての措置」についても、六項目の合意事項があって、その内容がさまざま。

一 施設及び区域を構築(浚渫及び埋め立てを含む)し、運営し、維持し、利



米軍がかつて埋め立てた泊浦湾。「NEPAの会」の調査で環境基準を越す汚染土壌がまかれたこともわかった。
(朝日新聞から転載)

用し、警備し、及び管理すること。
 二 建物又はその他の工作物を移動し、それらに対し変更を加え、定着物を付加し、又は付加物を立てること及び補助施設とともに付加的な建物又は工作物を構築すること。
 三 施設及び区域の能率的な運営及び安全のため軍事上必要とされる限度で、その施設及び区域を含む又は近傍の水上、空間又は地上において船舶及び舟艇、航空機並びにその他の車両の投錨、係留、着陸、離陸及び操作を管理すること。
 (以下省略)
 三条が与えている基地管理権は、これらの項目を含む「すべての措置」だから、ここだけを見ると、ほとんど、何をしてもよろしい、ということになる。

● 沖縄では三条管理権による基地及び周辺の環境破壊が深刻だ。一九九二年、キャンプ・ハンセン演習場の中に、海兵隊が地元自治体にも通知もせず、中部訓練道路を建設した。山林を切り開いたため、大量の赤土が海を染めた。

● 工事現場や下流の原生林には、琉球ヤマガメのほか、県指定の大型カエル、イボイモリ、トカゲモドキ、鳥ではアカヒゲなど

の貴重生物が生息していたが、文部省天然記念物課は、琉球ヤマガメが戦車でつぶされない限り規制できない。まして基地内では難しい」という態度だった。

● 地位協定の三条三項は「合衆国軍隊が使用する施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない」となっている。しかし、沖縄の現実を見れば、米軍になんの考慮もないことは明らかだ。

● キャンプ・ハンセンで行われる演習によって、荒れた山肌から流れ出る赤土は、金武湾に堆積する。サンゴ礁は汚染され、漁業は深刻な事態に立ち至っているという。

● 厚木基地や横田基地を空母に見立てて行われている艦載機の離発着訓練も、三条管理権のひとつというのが政府の説明だ。

● 「アメリカ合衆国は、安保条約及び地位協定三条一項に基づき、本件飛行場の施設及び区域内において、それらの運営、管理のため必要なすべての措置を執る権限を有するのであるから、同飛行場において航空機を保有し、かつ、運行活動を行う権限を有することはいうまでもない」第一次、第

二次横田基地項が訴訟控訴審における被告側の主張。航空機騒音の実態もまた、「公共の安全に妥当な配慮を払っていない」との結果だ。

● 沖縄県は地位協定の見直し案を日本政府に提出した。三条の一方的基地管理権に対しては、航空機騒音、環境保護に関して国内法の適用と、基地への自治体の立ち入り権の明記を求めている。この二点こそ、地位協定の見直しの核心といっている。

● 三条管理権による特権だらけの基地運営。その一つ一つを洗い出すことから、市民の見直し案作りを始めよう。



環境汚染

国内法を適用し、自治体の立ち入り調査を汚染を隠してきた米軍

● 沢田政司
相模補給廠監視団

「環境保護は現在の米軍地位協定ではカバーされていない。日本の環境庁は、強制力を持たないので米軍の環境違反に対して行動を取らない」――『米下院軍備委員会環境回復審議会報告書』(一九九一・四)。

● 審議会議長のレイ議員の名前から「レイ報告」と呼ばれる同報告書は、こうも言っている。「国防省基地における汚染場所の数も程度も明らかではないので、日本における国防省の環境活動に要する費用を算定するのは困難である」。沖縄でのPCB汚染、横須賀基地の危険廃棄物放置、相模補給廠での地下水汚染などの事実、疑惑を指摘したものの、これらをほんの氷山の一角としたのである。案の定、その後も次々と「基地汚染」の事実が発覚した。

● 横須賀基地のPCB土壌汚染とこの汚染土壌の泊まり浦湾埋め立て散布。相模補給廠のカドミウム埋め土処分。横田基地の油漏れ……。しかも、これら「基地汚染」は米軍自らが明らかにしたのではない。むしろ、汚染隠しに熱心だったという事実である。せいぜい、市民団体やマスコミの事実調査・報道の後に、あわてて追認するというのがこれまでの経過だ。

● 神奈川の「県民のいのちとくらしをまもる共同行動委員会」(「いのくら」)基地部会での数年来の質問に、米軍にも特別産業管理廃棄物の処理について報告書を提出させるようにとの項目がある。今年四月、神奈川県はようやくにして「産業廃棄物の適正処理・処分について」との文書で、米軍

高濃度の重金属類検出

6年前の米海軍横須賀基地 環境基準超す数値

市民団体 米国から資料入手



再調査でも更に悪化
 (防衛再利用・相模マーケティング事務所に)対して日本の法令を遵守するようにとの要請をした。報告書の提出を米軍が受けなかったわけではない。これでは、神奈川県という「問題の発生」をチェックすることは難しい。「米軍のガードは固い」(県回答)の一言で納得していいわけがない。

● もう一つ、「レイ報告」から。「フィリピン、韓国、日本の国防省基地における危険廃棄物汚染箇所についての情報は不十分であり、これら汚染場所の性格付けや災害時の緊急移動対策等を推進する計画も存在していない。その結果、これらの汚染が米国の軍人、シビリアン、家族に対して及ぼす健康被害の性質や程度は十分には分からない」。

ここでは、基地周辺に住む人々に及ぼす健康被害は一切考慮されていない。フェンスの内と外の不平等をどう是正するのだろうか。

市民の生命・財産を守るのが地方自治体の一番の仕事である。環境汚染、健康被害の防止、廃棄物の適正な管理・処理……。どれも自治体が主導権を発揮し、事の解決に当たらなければならない。

米軍が施設管理権（地位協定三條）を盾に、例えば自治体の基地内への立ち入り調査を拒むならば、それを改めさせればいい。地方自治体はフェンスの外、市民の生命・財産を守らなくてはならないからである。日米地位協定の見直しは、基地を抱える地方自治体の存在意義に関わることを言いたい。



合同委員会は①人口過密地域は飛ばさない、②厚木基地飛行場周辺の上空において、③高度飛行及び空中戦闘訓練は行わない、④高さ二五〇以下では飛ばさない、④午後十時から翌朝六時まで飛行活動は禁止することを決め、同九月一八日に飛行活動を規制する全国で最初の「厚木米軍飛行場周辺の航空機の騒音軽減に関する協定」を成立させている。

しかし爆音被害はなくなり、六九年には実力行使。さらに被害が増大する中で大和市民が原告になって国を相手に夜間の飛行禁止や爆音被害の損害賠償を求めた厚木基地爆音訴訟第一訴訟。原告を大和市だけでなく、周辺の綾瀬、座間、海老名、相模原、藤沢までに拡大した。第二次訴訟と連続的な闘いが続いており、現在裁判は一次訴訟は最高裁の差し戻し判決を受けた東京高裁の最終判決を待つばかりとなり（十二月二六日に判決と確定）、二次訴訟も横浜地裁判決を受けて現在東京高裁で審理中だ。

この住民の司法への訴えに対し、これまでの判決では「飛行差し止め」という住民の最大の願いに対して、「米軍機は日米安保条約、地位協定という条約に基づき本件厚木飛行場を使用しているのであり」とし

騒音被害

住民の訴えも門前払い フリーパスの離発着で 絶えない騒音・墜落の恐怖

金子ときお ●
厚木基地爆音防止期成同盟

七月三十日、米国の人気俳優ケビン・コスナーが、厚木基地へ自家用ジェット機で飛来した。「成田の混雑が激しいため」と称し、厚木基地の米軍人に本人主演の英語を見せることを条件に着陸を許可している。外務省は、「地位協定五条一項の『慰問の意味を持つ』公の目的』により運行された」とした。米軍機や民間機の飛来が無通告に、かつ無制限に行われている典型だ。ところが現在厚木基地は海上自衛隊と米軍の共同使用であり、肝心の滑走路は自衛隊の管理である。本来米軍機が訓練するときも、民間機が着陸するときも、当然航空管制業務を行っている自衛隊が許可を出していなければならぬ。ところが実際には米軍やその関連の飛行



て、日米安保・地位協定を理由に門前払いしている。

そうした中爆音被害は増え続け、昨年一年間に厚木基地で確認された離発着回数は三万五千回を越え、最近では夜間の爆音よりも、昼間に激しい訓練の方がより一層の爆音被害源となっている。

しかし、これらの離発着の中には自衛隊機のものも含まれており、爆音被害に限定すれば自衛隊も同罪である。

また、厚木基地に関連する米軍機の墜落事故や飛行機の部品落下も多く、米軍機が基地上空で航空燃料をまき散らす事件など、周辺住民は絶えず米軍機の爆音や墜落の恐怖に晒されている。

機の離着陸はフリーパスであり、米軍を擁護する日本政府の、地位協定の解釈や運用にはあきれざるばかりである。厚木基地では、米空母が横須賀に入港する直前に艦載機を下ろし、浮沈空母としての役割を厚木基地の滑走路に課している。そして、厚木の滑走路を空母の甲板に見立て、昼夜の別なく激しい離発着訓練を行い、過密化した基地周辺住民に、絶えず爆音をまき散らし、被害住民は周辺各市で百万人にも達している。爆音被害をなくすために、一九六〇年に大和市の滑走路北側の住民を中心に厚木基地爆音防止期成同盟が結成され、以後国や県は「爆音をなくせ」との要請行動に始まって、様々な取り組みが行われた。その結果一九六三年七月一九日には日米

[資料の紹介]

米国と日本国との安全保障関係に関する報告書 (米国防省)

95年3月1日に出された、在日米軍の役割等に関する国防総省の米議会に対する報告書全文の訳。アメリカは在日米軍をどう位置付けているのか、「安保再定義」に向けたアメリカの本音を知りうる最新の公式文書。

訳・発行；平和資料協同組合 A4 22ページ1部300円

〒223横浜市港北区箕輪町3-3-1 TEL 045-563-5101 FAX 045-563-9907

「脱基地」の転換プランが

求められている

沖縄での米兵の事件後、日米安保体制の見直しの動きが活発化しているが、三沢に常駐する記者連中のボヤキが続いた。「三沢はどうなってる？」との各社のデスクや本社サイドからの問い合わせが集中したが、「別に今のところ何もありません」と正直に答えるしかなかったからだ。「そんなことないだろう！」と一様に問いかえされても、「実際そうなんですよ」と答えるもののデスク等から日常の仕事をまともにしていないと見られているようで心苦しかったと記者連中はボヤクことしきりだった。

三沢市議会（二四名中旧自民系二二、社、共、公各一名）が日米地位協定の見直しを求める意見書を可決したのは事件から一カ月も過ぎてからだった。その後、三沢

市は市長名で米軍の綱紀粛正を求める要請文を政府に出したが、地位協定の件には全く触れず、「基地との共存共栄路線に変わりはない」と鈴木市長は改めて表明するほどだった。

これでよいのか…

沖縄に次ぐ規模の米軍基地を抱える三沢だが、冷戦終結後も「基地の街」から脱却できない現実が改めて浮き彫りになったといえる。三沢基地の総面積は約二四万平方キロで、市の約五分の一の広さを占める。米軍と空自との共用で、民航2社も間借りしている。

米軍は家族も含め約一万二千人で、陸

海、空、海兵隊の四軍を配置。自衛隊は家族も含め約七千人が常駐している。

市の人口は四万二千人。戦後間もなくは人口約九千人の村だったが、米軍進駐と旧日本海軍の飛行場の整備拡張で、二、三年後には人口二万人と倍増し、一九六五年には現在の四万人に急増している。まさに基地によって戦後一寒村から町に、そして市に「発展」した典型的な街である。

しかし、その「発展」も七〇年代半ばから人口は横這い状態であり、冷戦終結、軍縮世論の中で、市民の間には「三沢はいつまでもこのままでもいいのか」との思いは以前より少しづつ高まっている。

一方では「基地は三沢の『資源』だ」と公然と主張し、「基地の街」として生きるの

が三沢の姿と積極的に基地の存在を評価する人々もいるが、少数派だ。大方の市民は「基地は無いに越したことはない」が、

「今、三沢から基地をとると何が残るのか。国防が大義とすればどこかがその犠牲を負わねばならない。他に代わりうる資源がない三沢とすれば基地との共存を宿命とし、せめてその見返りを国から得て、基地の街として生きていくしかない」との意識が共通項といえる。このような中で、「これでいいのか」との市民の思いはまだまだバクゼンとしたものであり、「基地撤去」はもちろん「基地縮小」を求める運動として具体化されるのは当分先の話だろう。

たしかに今回の一連の動きの中で、社共とそれぞれの支援労組は三沢市内で「抗議集会」とデモをやり、「基地撤去」や地位協定の見直し等を訴えた。しかし、今までもそうであったように市民の新たな関心と広がりを持つには至らないばかりか、運動自体の縮小再生産の傾向は歴然としていた。

三沢に今問われているのはスローガンだけの「基地撤去」ではなく、いかに実現していくかの「基地の平和転換プラン」であり、「軍縮プラン」なのだろう。このプランの検討はすべてこれからの課題だが、市街地の中心部を占める広大な基地の利用法

や、基地の代わりに何で三沢は生きていくのかを見つめるのは容易ではないだろう。

農業、漁業、商業、観光…とそれなりのものは一応揃っている三沢だが、これといった「目玉」がないのも現実で、今までにない発想の転換や新たな政治勢力の登場が必要とされているのかもしれない。

基地は「宿命」？

今回の「沖縄」の件で三沢市民が学ばなければならぬことは一つある。それは住民の立ち上がりで国の政策を変えようとしている現実だ。三沢ではこの間のF16配備にしてもNLP実施にしても、あらゆる「基地問題」は結局のところ、「国の問題であり、国が認めている以上、一地方自治体ではどうしようもない」と、最初からあきらめるのが常だった。それを「基地の街の宿命」とし、いくばくかの「アメ」と引き換えに受け入れる歴史にあまりにも慣らされてきた。しかし、沖縄は三沢以上の重い「宿命」の中からそれを乗り越え、国の基地行政を変えつつある。基地を取りまく歴史的背景や現実が異なるとはいえ、一地方自治体とはいえ、住民がまとまり、闘うこと

によって道は拓けることを一人でも多くの

市民が感じとってくればいいのだが…

沖縄と比較し、三沢では米軍人の犯罪は少ない。あつても盗みや交通事故の類で、マスコミにのるような凶悪なものはない。○年ほどは記憶にない。また、米軍機の墜落、誤射爆等の事故も毎年のように起きてはいるが、幸運にもすべて海中や山中、畑などで人的被害には及んでいない。騒音問題は相変わらずだが最も被害の大きい進入面下で最大の集落が二〇〇戸の集団移転が完了しつつあり、矛盾が拡散されんとしている。NLPの轟音は市街地の住民にとっては大きな衝撃だったが、ここ二、三年は予備基地として通告はされても実施されないと同じで、今のところ問題化していない。

このように三沢では基地からの直接的な被害の悪化で市民が立ち上がるという状況でないだけに、基地問題は経済的な、また政治的な課題として市民生活とは相対的に無縁なものとして片づけられる側面を持つている。それだけに今後の「基地闘争」は防衛政策での明確な視点と、基地のない三沢への転換プランをどこまで説得力ある形で示せるかにかかっている。

資料 沖縄県による 地位協定 見直し案

(上)

政府への要請事項と
説明資料 (95/11/4)



キャンプ・ハンセンでの実弾砲撃演習で閉鎖される
県道104号線 (朝日新聞より)

1 地位協定第2条を見直し、日本国政府は、施設・区域の存在する都道府県や市町村から意見を聴取し、施設・区域の存在が、当該自治体の振興開発等に悪影響を及ぼしている場合は、米国政府に対し、その返還を要請し、米国政府はその要請に応じなければならぬ旨を明記すること。

第2条(施設・区域の提供等)

【条文の骨子】

合衆国は、安保条約に基づき日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設・区域は合同委員会が決める。

合衆国は施設・区域の必要性を、返還を目的として、絶えず検討する。

その他、共同使用及び一時使用について規定。

【問題点】

地位協定第2条では、安保条約に基づき日本国内のどこにでも基地を置くことができる(いわゆる全土基地方式)旨規定されており、沖縄に基地を置くことに限定されているわけではない。

しかしながら、本県には、在日米軍専用施設の約75%の米軍基地(施設・区域)が存在し、県土の約11%

を占め、とりわけ人口、産業の集積する本島では、米軍基地は約20%を占めている。

さらに、米軍基地に接する水域や訓練水域(31ヶ所)、訓練空域(15ヶ所)が設定されているなど、本県の振興開発に大きな支障となっている。

復帰後、これまで(平成6年3月末現在)に、返還された施設・区域は、全体の約15%にとどまり、米軍基地の整理、縮小は、進展していない。

このように全土基地方式でありながらも、沖縄だけに基地が集中する現状に対して、県民は大きな不満を持っている。

また、本県においては、各軍ごとにレクレーション施設(ゴルフ場、ビーチ等)が置かれていること等、施設・区域のあり方や必要性に大きな疑問がある。

● 十一月四日、大田沖縄県知事は村山首相に対して十項目の「地位協定」見直し要請を提示した。その全文を連載で紹介する。文書は「要請書」本文と「説明資料」からなる。読み易さのために、要請事項を各冒頭に、説明資料をその後に配置した。

● 地方自治体が、「地位協定」にも申し渡した画期的な文書だ。事実上即して「地位協定」の本質的問題点を突いた明快な内容だ。知事と沖縄県の人々の熱意と努力に頭が下がる。

● 村山首相は「(地位協定の)運用で対処したい」と答えたという。だがそんな小手先では問題は解決しない、と沖縄は言っているのだ。

● たとえば神奈川案、あるいは東京案。基地を抱える自治体によるそれぞれの地域に根ざした「見直し案」。「沖縄案」を前にしてヤマトに求められているのは、まずその「返信」なのだ。(た)

【事例等】

● **那覇港湾施設** 昭和49年の日米安全保障協議委員会で移設条件つき返還が合意されたが、20年以上経過した現在でも返還は実現していない。今年5月の日米合同委員会、軍港機能を浦添市の牧港地先に移設し、同港湾を全面返還することが日米間で合意されたが、移設先の浦添市や市民団体から反対の声が強い。

● **読谷補助飛行場** 同施設は、パラシュート降下訓練時以外は、住民が自由に入出入りできる状況であり、補助飛行場としての機能は、実質的に失われている。同施設におけるパラシュート降下訓練における事故は、これまでに29件発生しており、周辺住民に不安を与えている。今年5月の日米合同委員会、パラシュート降下訓練機能をキャンプ・ハンセンに移すこと等が日米間で合意されたが、宜野座村等ハンセン周辺自治体から反対の声がある。

● **普天間飛行場** 宜野湾市の中央部に位置する普天間飛行場によって、同市は都市機能が分断され、効率的で均衡のとれた街づくりに大きな支障をきたしている。

また、同飛行場における航空機の離発着時の騒音は、環境基準値を超過、周辺住民の日常生活や隣接する

小学校の児童にも様々な影響を与え、負担となっている。

さらに、同基地所属の航空機事故が跡を絶たず、地域住民は大きな不安を抱いており、同飛行場の存在そのものの危険性を訴えている。

● **23事案** 平成2年6月の日米合同委員会、17施設23事案(約1000ha)の返還手続を進めることが日米間で合意されたが、平成6年12月末現在で、返還された施設は、7施設、9事案(505ha)、返還合意された施設は、2施設、4事案(58ha)にとどまっている。

● **水域及び空域** 那覇港湾施設内の自由貿易地域は、面積が狭いであり、入居企業の事業拡大や新規企業の導入等に十分対応できない。自由貿易地域の機能をより一層、充実強化するため面的な拡大を図る必要がある。埋立、埠頭等の造成に支障となる那覇港湾施設の一部水域の返還が必要である。

また、浦添市の牧港補給地区の保安水域についても、湾岸道路の計画等の地域の振興開発に支障となっている。

沖縄市の泡瀬通信施設南側の保安水域の返還についても、経済活性化や雇用の創出の観点から、地元の強

い要望がある。

空域について、今後、建設を計画している伊平屋空港については、その空路が伊江島訓練空域と重なるため、円滑な運行を図ることに支障をきたすことが懸念される。

【参考】

● **ドイツ補足協定**

● **第48条1項、5項** 軍隊の土地需要は、連邦当局に対して一定期間ごとに計画書の書式で申告される。計画書にはおおよその地域、大きさ、予定される使用目的、使用予定期間、使用開始期日が記載される。

● **軍は、使用する土地の数と規模が必要最小限に限定されていることを保証するために、絶えず土地の需要を点検する。**

● **共通の防衛任務を考慮した上で、ドイツ側が土地を使用することによって得る利益が大きいことが明白な場合、明け渡し請求に対し、軍は適切な形で応ずる。**

● **米韓地位協定**

● **第2条** 施設・区域について規定。日米地位協定と同様の趣旨。

3

地位協定第5条を見直し、緊急時以外の民間空港の使用禁止を明記すること。また、「移動」の定義を明確にし、民間地域での行軍を禁止すること。

第5条（入港料、着陸料の免除）

【条文の骨子】

合衆国の船舶及び航空機は、入港料、着陸料を課されず日本国の港又は飛行場に入入りできる。
合衆国の船舶、航空機、軍構成員、軍属及び家族は、施設・区域に入入りし、その間を移動できる。軍用車両の道路使用料その他の課徴金は免除。

【問題点】

第5条1項の規定により、米軍は国内の港や飛行場に入入りする権利を有しており、那覇空港や宮古空港及び下地島空港へ度々飛来している。フィリピンのクラーク基地が返還されたことにもない、民間空港への飛来は少なくなつたが、このような権利を認めれば、提供施設・区域以外での米軍の活動を容認することになる。

第5条2項では、米軍の施設間の移動が認められている。「施設間の移動」そのものは問題ではないが、

「施設間の移動」を根拠に（外務省の見解）、民間地域での行軍が度々行われ、地域住民に不安を与えている。

「行軍」は、「移動」の概念でとらえるにはあまりにも無理があり、これは明らかに「施設外の訓練」である。このような施設外の訓練が認められるのであれば、演習等の提供は何の意味もたない。

なお、入港料及び着陸料について、米軍が地方自治体の管理する空港や港湾を使用した場合、防衛施設局から着陸料相当分の補償を受けている。

【事例等】

〈米軍機の民間空港使用〉 復帰後、これまでに109回、那覇空港、宮古空港及び下地島空港等へ米軍機が飛来し、民間機への影響等があった。特に宮古空港や下地島空港の着陸回数が多く、そのほとんどが嘉手納飛行場（クラーク基地）（フィリピン）間を飛行するOV10ブロンコであった。そのため、地元では、宮古

空港の軍事利用に反対する意見書が採択されたが、クラーク基地の返還（平成3年9月）以降は、回数も減少している。

〈民間地域での行軍〉 行軍は、北部の演習場を中心に度々行われていたが、最近では、平成6年12月、平成7年2月、3月、4月と立て続けに民間地域での行軍（完全武装の場合あり）が実施され、地域住民に不安を与えた。外務省では、地位協定の条で規定されている施設間の移動ということで問題はないとの見解である。

【参考】

〈ドイツ補足協定〉
○第57条1項、6項
軍構成員等は、国境を越え、又は連邦領域内及びその上空を移動する権利を有する。
軍が、非軍事用の空港その他の飛行場を利用できるのは、緊急事態の場合、又は権限あるドイツ当局との行政協定その他の協定の規定が定める場合にのみに限られる。

○第10条
施設・区域への出入り、施設間の移動について規定。日米地位協定と同様の趣旨。
（次号につづく）

沖縄県による地位協定見直し案

（二ページから）

なると考えているからである。ほとんどの日本人は米国のプレゼンスを歓迎し、米軍が日本の防衛と地域の安全の維持に果たしている役割を理解している。（日米安保報告）から）

この認識は、「数え切れないほどの高官協議」（六月二十七日上院での国務次官補証言）によって日本から米軍に伝えられた。大田沖縄県知事が、就任以来四回渡米し、訴えて回った基地の縮小と撤去の声は、日米防衛官僚によって無視された。米軍と「協議」を行ってきた高官には、昨年「沖縄は基地と共存共栄を」と発言し怒りを呼んだ宝珠山前防衛施設庁長官がいる。
この民主主義不在の安保「再定義」に、沖縄は異議を唱えているのだ。

村山首相は、大田知事との会見の中で、「安保の拡大はしない。しかし、在日米軍四万七〇〇〇人の削減はむずかしい」と答えた。新大綱と同時に発表された「官房長官談話」は、「極東」の範囲の解釈に関する政府統一見解を変更するものではない」と安保拡大を否定した。しかしここには、もう一つのマヤカシがある。四万七〇〇〇人の在日米軍は、「再定義」拡大・強化された安保のためにこそ必要なのだ。沖縄の約二万人の海兵隊は、昨年創設された「太平洋海兵隊」の中核部隊として、「東南アジアからアフリカのホーン岬にいたる国々と海上輸送路」の防衛をも任務とする（海兵隊ニュース40/95）、まさに安保「再定義」の申し子のような部隊なのだ。この例からも

明白なように、安保の拡大を否定しながら在日米軍を現在のまま受け入れるのは決定的な矛盾である。

安保「再定義」への日本の同意は、論理に置いて不可能である。沖縄の人々に、ひきつづき犠牲を強いつづけるという意味で道義的にあつてはならない選択である。民意に背を向けた官僚たちの作文に私たちの未来を託することなどできない。この声を政治家たちに届けよう！
（田巻一彦）

【抗議先】
〒一〇〇 東京都千代田区永田町
二一三一一 村山総理
官邸FAX〇三（三五八二）三八八三



● 全国会議で佐世保に行った。Sさんの行きつけのバーに案内された。来る人が限定される隠れ家風の店だ。名古屋のKさんも、名古屋には人を案内できる、そうした店を持っているという。私は横浜に住んでいるが、そんな店をまだ見つけられない。「中央」は良くも悪くも全体の「中央」で、その場所にくらす人間の本当の居場所、視点は作りづらい。そういうことだろうか考えた。（リボンの騎士）

● 1995年が歴史に残る悲しい一年だったことは誰もが認めるところ。あらためて当事者の方々にお悔やみとお見舞いを言いたい。人の生命の重みを考え続けた年の終わりに重度の身障者だった甥が他界した。一週間後に15歳を迎えるはずだった彼は、みんなの愛情をいっぱい受けて天寿を全うした。同じ頃同じ年頃の中学生がいじめられて自殺。子供が自ら命を絶つような社会をつくった責任を痛感して胸が痛い。（や）

● よんどころのない家庭の事情で佐世保にいけなくなってしまった。まだお顔を知らないMさんやSさん、そして佐々木さんに会いたかったなあ。フトコロ具合もあって、十何年ぶりの「大垣行き夜行列車作戦」を決心、旅の友にと今話題の「テロリストのパラソル」と「三たびの海峡」そしてホワイトのポケット瓶も買い込み、さあどこからでもかかってこい状態ではあったのだが。佐世保のみなさんには、私からもお礼を言いたい。どうもありがとう。がんばりましょう！（た）

● 「原子力艦入港情報」は紙面の都合でお休みしました。（た）

タヒチから被爆者が来日、各地をスピーキング・ツアー

よびかけ

「もう核兵器はいらない」「被爆者をこれ以上生み出してはならない」という世界の人々の思いを踏みにじって、フランスは核実験を九月五日に再開、以来十月一日、十月二七日、さらには十一月二日と四回にわたり核実験を続行しています。

フランスが核実験を行っている仏領ポリネシアの首都がタヒチ。そのタヒチに、さる九月中旬から十月初めに「市民によるタヒチ取材調査団」が訪れました。フランスの核実験による被害の実状を調べ日本に伝えていこうとでかけたもので、核実験場で働いたり周辺の島に住んでいて被爆した人々から直接話を聞く機会にめぐまれ、貴重な証言を得ることができました。フランスは「核実験は安全」とさかんに宣伝していますが、その言葉とは裏腹に、実際には核実験によって多くの被爆者が生み出さ

れ、シガテラという魚毒症が激増するなど、さまざまな健康被害が出ていました。しかもこうした核実験の被害は現在進行形で、ポリネシアの人々の将来に暗い影を投げかけていたのです。

調査団では、こうした事実を日本にもっと伝えていきたいと、報告会を各地で開催したり、報告書の作成作業を進めています。同時に今回のタヒチの被爆者との出会いを一歩進めて、被爆者の日本への招へいを考えています。

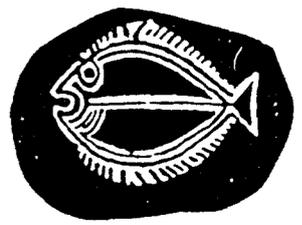
調査団が出会った被爆者はみな何らかの症状を抱えていて、また自分の病気がどういふものなのかすら知る術もありません。次第に弱っていく自分自身や、子供の将来に不安を感じながら、毎日を送っています。そんな彼らの生の声を日本の人々に直接伝える機会を作りたいと計画したものです。(以下略)

一九九五年十一月二日

よびかけ団体

- 市民によるタヒチ取材調査団
- 島田興生 ジャック・クル
- 二工 金生英道 吉川繁
- 宗利勝之
- 反核パシフィックセンター東京
- 協賛 ストップ核実験連絡会
- 事務局
- 反核パシフィックセンター東京

- （担当 荒川俊児）
- 〒一三二東京都文京区白山五
- 三六―六一三〇―スぺース白山内
- ☎〇三（三八一五）一六四八
- FAX（三八一五）九三二五
- 九州事務局
- くまもと市民センター
- （担当 神田公司）
- 〒八六〇熊本市北千反畑町一―九
- 古荘ビル3F
- ☎〇九六（三四五）五九〇四
- FAX（三四三）二四二一



ストップ核実験！

来日中の被爆者 アニアモイ・ロジェー (Anamoi Roger) さん (47才)

一九六四―七七年まで核実験場のモルロア(ムルロア)環礁で港湾労働者、その他として働く。モルロアで、第一回目からすべての大気圏核実験を目撃した。モルロアで魚を食べてから体調を崩す。現在も、全身のかゆみ、心臓の不調、膝の痛みに苦しんでいる。現在では医者から止められて、働くことができない。十人の仲間がみな同じような症状で苦しんでおり、不安な毎日を送っている。息子のうちのひとりが心臓に問題を抱えており、毎日薬を注射している。ことばはタヒチ語とフランス語。

賛同の募金・カンパにご協力を！

全体として約二〇万円の費用が見込まれます。ご協力を！
 〈送金先〉郵便振替口座 〇〇一五〇
 一七―一五九四二四(反核パシフィック基金)
 ・通信欄に「タヒチ被爆者来日賛同費」「カンパ」など明記してください。

スピーキングツアー日程 (12月4日現在)

日程はまだ確定していません。おおよその予定で。詳しくは事務局へお問い合わせを。

- 12月5日到着
- 6日 休憩、打ち合わせ、国会議員との懇談記者会見、体験聞き取りなど
- 10日 午前10:00~正午 シンポジウム (中野ゼロ・ホール) 主催:原爆展95実行委員会 ☎03(3389)0531
- 午後2:00~討論会に出席 (新宿区役所6F会議室) 主催:ストップ核実験連絡会 ☎03(3222)1091
- 17日 神奈川 午後2:00~囲む会 (川崎平和館) 主催:アム・カム・アート・ミュージアム 神奈川 ☎045(983)7536 (佐藤)
- 19日 ヒロシマ
- 20日 大阪(予定)
- 21日 京都(予定)
- 23日 東京 午後1:20~6:30 囲む会と歓送会 主催:反核パシフィックセンター東京 ☎03(3815)1648

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR 毎月2回1日、15日発行/購読料年間5,000円

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動) / 平和資料協同組合 (準) 〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1 TEL:045(563)5101 FAX:045(563)9907 ●編集責任者 梅林宏道

アクセス方法

(利用料金無料ですが、カンパをよろしく!)
 ①FAXの受話器を上げて②03-3813-8180にダイヤルする③音声案内に従って、STOP核実験情報BOXの番号200#を押す④送信メッセージの後ビーという音がしたら、FAXのスタートボタンを押すと、情報が送信されます。(音声情報を書く場合は、③のところで、201#と押すと、録音された音声情報が流れます)

市民活動FAX情報ネット

ストップ核実験! 情報

最新の運動情報がFAXと音声情報で取り出せます。事務局 ●ピースネットニュース気付 TEL 03(3813)6490 FAX 03(5684)5870

財政がピンチ●
会費、カンパを
よろしくお願い
いたします。

右の会計報告にありますように、とうとう「繰越金」が4万円代になってしまいました。とても年を越せる状況ではありません。いつもいつもで恐縮ですがよろしくご協力をお願いいたします。

同封の「会費納入状況」を
 下さい。



月刊キャッチピース

No. 37 (通巻116号)

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース
 連絡事務所●〒222 横浜市港北区錦ヶ丘
 10-4 ハイツ幸1-B

☎ 045(433)3483

FAX 045(593)1824 (田巻気付)

編集●月刊キャッチピース編集委員会
 郵便振替●00160-7-136148キャッチピース
 定価●100円 (通信会員年間3000円)

会計報告

(95.10.27~95.11.26)

[収入]

| | |
|-------------|---------|
| ○前月からの繰越し | 146,962 |
| ○今月の収入 | 49,665 |
| 会費収入 | 41,500 |
| (内訳) 維持団体 | 0 |
| 維持個人 | 12,000 |
| 参加団体 | 0 |
| 参加個人 | 11,000 |
| 通信会員 | 18,500 |
| カンパ収入 | 4,965 |
| 預金利子 | 0 |
| 資料収入 | 3,200 |
| 運動収入(ハガキ収益) | 0 |

[支出]

| | |
|-------------|---------|
| ●今月の支出 | 152,062 |
| 事務所代(12月) | 40,000 |
| 水道光熱費 | 4,378 |
| 電話FAX費(10月) | 4,779 |
| 郵送費 | 56,728 |
| 文具・備品 | 0 |
| 印刷・コピー代 | 45,467 |
| 郵便振替等手数料 | 710 |
| 雑費 | 0 |
| ●次月への繰越し | 44,565 |

*平和資料協同組合(準)の資料収入は別会計とします。

*行動費は行動プロジェクト毎の独立採算となっているため、それにあてはまらない収支のみがこの欄に計上されます。

次号は新年二月です

●発行が慢性的に遅れ気味だったのに加えて、全国会議が入ったため、一ヶ月近い遅れになってしまいました。そこで今号は増ページで実質的な合併号とし、来年一月から平常のペースで発行させていただくことにしました。●お知らせしたいことが沢山で、仕事を追いつきません。力を貸していただける方、是非ご連絡ください。●二〇世紀最後の五年。来年もCPはがんばります。良いお年を！
 (スタッフ一同)